

伊勢原市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子福祉支援対策の一環として、母子家庭の母又は父子家庭の父が生計を維持するための手段として市長が指定する教育訓練講座（以下「対象講座」という。）を受講した場合に、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において読み替えて準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金（以下これらを「訓練給付金」という。）を支給することに関して、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「母子家庭の母又は父子家庭の父」とは、法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象者（以下「受給資格者」という。）は、母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。
- (2) 就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場の状況などからみて当該対象講座の受講が適職への就職のために必要であると市長が認める者であること。

2 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。

(対象講座)

第4条 本事業の対象講座は、次の講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座
- (4) その他市長が地域の実情に応じて指定する講座

(支給額等)

第5条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者 当該受給資格者が対象講座の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金

の支給は行わないものとする。)

(2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者 当該受給資格者が対象講座の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額(この場合160万円を超えるときは、160万円)とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

(3) 受講開始日現在において前各号以外の受給資格者 前各号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額(その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)(事前相談等)

第6条 市長は、対象講座の受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に事前に応じるとともに、次の事項の把握に努めるものとする。

- (1) 受給要件について
 - (2) 希望職種、職業生活の展望等について
 - (3) 職業経験、技能、取得資格等について
 - (4) 対象講座の受講の必要性について
- (対象講座の受講申請及び指定)

第7条 訓練給付金を受けようとする者は、受講開始前に伊勢原市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書(第1号様式。以下「受講対象講座指定申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して(ただし、公簿等により確認することができる場合は、この限りでない。)市長に提出しなければならない。

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合に限る。)又は母子家庭の母又は父子家庭の父の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(第2号様式。以下「扶養親族に関する申立書」という。))及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

2 市長は、受講対象講座指定申請書の提出があつた場合は、速やかに受給要件の審査を行い、受講対象講座の指定の可否の決定をするとともに、遅滞なく伊勢原市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書(第3号様式。以下「受講対象講座指定通知書」という。)により当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知するものとする。

(支給申請)

第8条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象講座の受講を修了した後、伊勢原市自立支援教育訓練給付金支給申請書（第4号様式。以下「支給申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して（ただし、公簿等により確認することができる場合は、この限りでない。）市長に申請しなければならない。

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合に限る。）又は母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（扶養親族に関する申立書）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
- (3) 受講対象講座指定通知書
- (4) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- (5) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- (6) 一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金が支給されている場合は、「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

2 支給申請書は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（支給決定）

第9条 市長は、支給申請書の提出があつたときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているか否かを調査し、速やかに支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定について伊勢原市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（第5号様式）により通知するとともに、支給の決定を行った場合は、訓練給付金を支給するものとする。

附 則

この告示は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月25日告示第169号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成24年8月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月29日告示第123号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月28日告示第126号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年12月28日告示第152号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日告示第70号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月29日告示第89号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、平成29年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月2日告示第138号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の伊勢原市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和2年9月1日から適用する。ただし、令和2年9月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の伊勢原市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）に定める様式により使用されている書類は、新要綱に規定する改正後の様式によるものとみなす。

4 この告示の施行の際現に存する旧要綱に定める様式により使用されている書類は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

附 則（令和3年10月5日告示第244号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第58号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この告示の施行の日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月30日告示第132号）

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年7月25日告示第125号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

伊勢原市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者氏名 _____

[署名してください]

次の教育訓練講座を受講したいので、自立支援教育訓練給付の受講対象講座の指定を申請します。

氏名	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 (歳)
個人番号			
住所	(〒 -)	電話 ()	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで (受講開始日)		
所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が (ある ・ ない)		
過去の給付の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが (ある ・ ない)		
本申請の審査等の事務に当たり、申請者及び同一の世帯に属する者の課税情報等を公簿により確認することを承諾します。 氏名： [署名してください]			
※ 児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)		
(備考)			

(注)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練講座の受講について支払う入学料及び受講料(希望により行われる訓練や提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じ。)です。
- 給付金の支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。ただし、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円(1万2千円を超えないときは支給しない。)、専門実践教育訓練を受講する場合、限度額は修学年数に40万円を乗じた額(160万円を超えるときは160万円、1万2千円を超えないときは支給しない。)です。
- 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認した内容で通知します。
- 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市長にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設により受講修了の証明を受け、受講終了日から起算して30日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 「※ 児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

第2号様式（第7条、第8条関係）

年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

伊勢原市長 殿

住所 _____

氏名 _____

[署名してください]

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、次のとおり申し立てます。

1	氏名	フリガナ	生年 月日	年	日生
	個人番号			月	
	住所 (別居の場合)	(〒 -)	続柄		
2	氏名	フリガナ	生年 月日	年	日生
	個人番号			月	
	住所 (別居の場合)	(〒 -)	続柄		
3	氏名	フリガナ	生年 月日	年	日生
	個人番号			月	
	住所 (別居の場合)	(〒 -)	続柄		

(注)

- 当該扶養親族の所得証明書を添付してください。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付を省略することができます。
- この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - あなたと生計を一にしている
 - 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

伊勢原市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

年 月 日

伊勢原市長

印

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市自立支援教育訓練給付金受講対象講座の指定について、次のとおり決定したので通知します。

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日生 (歳)
住所	〒	—	電話 () —
受講対象講座の指定	受講対象講座を 指定します。 ・ 指定しません。		
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日(受講開始日) ～ 年 月 日		
所要費用(予定)	入学料	円、受講料	円 合計額 円
備考			

(注)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じ。）です。
- 給付金の支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。ただし、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円（1万2千円を超えないときは支給しない。）、専門実践教育訓練を受講する場合、限度額は修学年数に40万円を乗じた額（160万円を超えるときは160万円、1万2千円を超えないときは支給しない。）です。
- 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、当該講座の受講を取りやめた場合（受講の途中でやめた場合を含む。）は、市長にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付の支給を受けるためには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、改めて「伊勢原市自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む書類を添付して支給申請手続きを行う必要があります。

伊勢原市自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者氏名 _____

[署名してください]

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

氏名	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 (歳)
個人番号			
住所	(〒 -)	電話 ()	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで (受講開始日)		
所要費用	入学料 円、受講料 円	合計額 円	
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
希望する支払金融機関	金融機関名	口座種類 普通・当座	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		
本申請の審査等の事務に当たり、申請者及び同一の世帯に属する者の課税情報等を公簿により確認することを承諾します。氏名： _____ [署名してください]			
※ 児童扶養手当の受給の証明 (備考)	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)		

(注)

- 支給申請期間は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。
- 「※ 児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

第5号様式（第9条関係）

伊勢原市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けであなたから申請のありました自立支援教育訓練給付金について、次のとおり決定したので通知します。

フリガナ				生年月日
氏名				年 月 日生 (歳)
住所	〒	—	電話 ()	—
教育訓練施設の名称				
教育訓練講座の名称				
教育訓練の期間	年 月 日から		年 月 日まで (受講開始日)	
自立支援教育訓練給付金の支給	自立支援教育訓練給付金を 支給します。 ・ 支給しません。			
支給決定額	円			
振込先 金融機関等	金融機関名		本・支店名	普通預金
	銀行 信用金庫 農協		支店 支所	口座番号
	フリガナ 名義人			
備考				

備考 この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分を知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。ただし、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。また、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。